



山形県公報

令和4年4月12日(火)
第296号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力の停止……………(高齢者支援課) ……367
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第319号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を次のとおり停止した。

令和4年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の効力の停止の期間	居宅サービスの種類
株式会社はな	株式会社はな 訪問介護事業所 東置賜郡高畠町大字深沼1817番地の1	令和4年4月1日から同年6月30日まで	訪 問 介 護

山形県告示第320号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域
鶴岡市
- 公共測量を実施する期間
令和4年4月18日から同年9月30日まで
- 作業の種類
公共測量(基準点測量)

山形県告示第321号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東日本高速道路株式会社東北支社山形管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域

南陽市

2 公共測量を実施する期間

令和4年4月1日から同年9月15日まで

3 作業の種類

公共測量（水準測量）

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 4. 3. 1	第284号	159	15	選挙管理委員会	県選挙管理委員会